

第三者行為損害賠償に係る「福祉医療費」・「重度心身障がい老人健康管理事業」委任状兼同意書

事故等発生年月日	平成31年 4月 15日		
被害者氏名	向日 太郎	第三者(相手方)氏名	乙訓 花子

1. 上記事故等において、私が第三者(加害者及び損害保険会社、以下同じ。)に対して有する損害賠償請求権に関して、次の(1)から(4)のいずれかに該当する場合に負担した価額の限度において、第三者に請求し、かつ、賠償金を受領すること(以下「求償事務」という。)を、当該市町村に委任します。
また、当該市町村が求償事務を京都府国民健康保険団体連合会に委任することに同意します。

(1) 「向日市福祉医療費の助成に関する規則」による「福祉医療費」(以下、「福祉医療費」という。)に基づき、当該市町村が負担した価額の限度において求償事務を行うこと。

(2) 「向日市老人医療費の助成に関する規則」による「老人医療費」(以下、「福祉医療費」という。)に基づき、当該市町村が負担した価額の限度において求償事務を行うこと。

(3) 「京都子育て支援医療費の助成に関する規則」による「子育て支援医療費」(以下、「福祉医療費」という。)に基づき、当該市町村が負担した価額の限度において求償事務を行うこと。

(4) 「向日市重度心身障がい老人健康管理費支給要綱」(以下、「健管事業」という。)に基づき、当該市町村が負担した価額の限度において求償事務を行うこと。

※上記(1)から(4)に該当する場合は、該当番号に「○」を表示ください。

2. 上記事故等の損害賠償請求に関して、次の事項を遵守することに同意します。

(1) 相手方と示談を行おうとする場合は、必ず前もって貴職にその内容を申し出ること。

(2) 相手方に白紙委任状を渡さないこと。

(3) 相手方から金品を受け取ったときは、受領年月日、内容、金額(評価額)を洩れなく、かつ遅滞なく貴職に届け出ること。

(4) 私が受けた保険給付等について、市町村等が第三者に損害賠償請求を行うにあたって、個人情報を含む保険給付に係る診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び柔道整復施術療養費支給申請書等を提出すること並びに第三者から業務に関する必要な事項について提出を受けることに同意します。

令和元年 5月 7日

向日市長 様

(被害者)

住所 京都府向日市寺戸町△△△××番地の×

氏名 向日 太郎

※未成年の場合は親権者

向日 印

国民健康保険保険者又は後期高齢者医療広域連合から、第三者行為損害賠償求償事務を委任された上記被害者が、福祉医療費又は健管事業の該当者であることから、京都府国民健康保険団体連合会理事長を代理人と定め、上記の権限を委任いたします。

年 月 日

京都府国民健康保険団体連合会 理事長 様

(委任市町村)

所在地

市町村長名

印

* 連合会は、この求償事務の受託により知り得た個人情報及び特定個人情報を法令等に則るとともに、連合会の規則等に基づき適正かつ厳正に取り扱います。